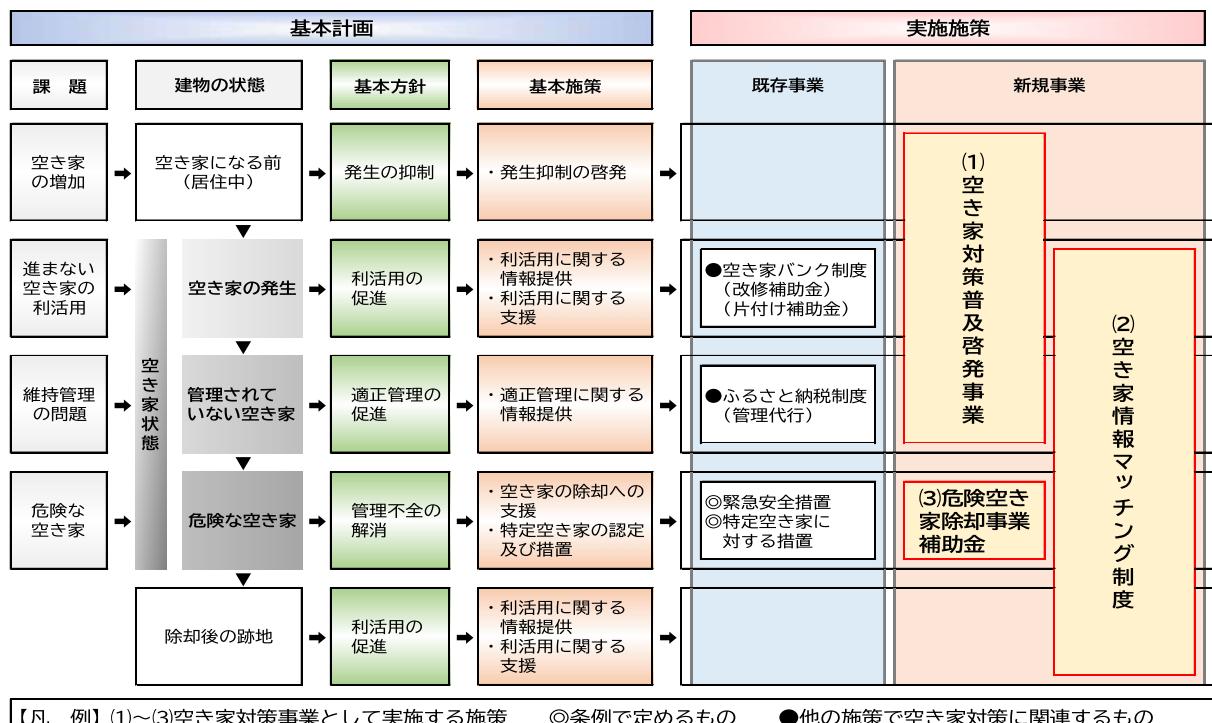


## 空き家対策事業の実施状況

### 《事業関係図》



### 1. 空き家対策普及啓発事業

#### (1) 啓発パンフレット「空き家のはなし」の発行【P.3～P.6】

- 令和4年度版の作成
- 空き家所有者へ意向調査書や改善依頼書の送付に合わせ配布
- 空き家に関する相談時に市の取り組みを説明

#### (2) 市報「うんなん」への掲載【P.7～P.8】

- 令和4年8月号・・・・空き家に関する啓発と事業紹介
- 令和4年5月、10月号・住まいに関する助成制度（危険空き家除却事業補助金）

## 2. 空き家情報マッチング制度（令和4年11月30日現在）【P. 9】

（データベースに登録する空き家件数 781 件）

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| （1）制度案内送付件数      | 253 件 32.4% [253/781] |
| （2）利用申込・物件情報提供件数 | 66 件 26.1% [ 66/253]  |
| ①大東町             | 25 件                  |
| ②加茂町             | 5 件                   |
| ③木次町             | 9 件                   |
| ④三刀屋町            | 12 件                  |
| ⑤吉田町             | 3 件                   |
| ⑥掛合町             | 12 件                  |
| （3）所有者情報提供依頼件数   | 21 件 31.8% [ 21/ 66]  |
| ①大東町             | 9 件                   |
| ②加茂町             | 3 件                   |
| ③木次町             | 4 件                   |
| ④三刀屋町            | 5 件                   |
| （4）成立件数          | 0 件                   |

## 3. 危険空き家除却事業補助金（令和4年12月7日現在）【P. 10～P. 11】

〔 〕はR3 年度

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| （1）事前調査申込件数              | 8 件 [15 件] |
| （2）補助対象件数                | 1 件 [ 4 件] |
| （3）交付申請件数                | 0 件 [ 1 件] |
| （4）交付決定件数                | 0 件 [ 1 件] |
| （5）補助対象に該当しない理由          |            |
| ①不良度判定が基準点未満             | 4 件 [ 9 件] |
| ②隣接道路が対象路線外              | 1 件 [ 0 件] |
| ③軒の高さが隣接道路までの距離未満        | 2 件 [ 2 件] |
| （6）補助対象に該当するが交付申請しなかった理由 |            |
| ①次年度以降に実施                | 0 件 [ 1 件] |
| ②市外事業者で実施                | 0 件 [ 1 件] |
| ③敷地内の全ての建物を除却しない         | 0 件 [ 1 件] |

# 空き家のはなし

空き家の管理は、できていますか？

そのままにしておくと、さまざまな問題が…

## 地域の生活環境に悪影響を与えます

空き家への侵入被害、不審火などへの不安感が高まるなど、防災面、防犯面、衛生面、景観面などで地域の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

## ご近所に迷惑がかかります

庭木や雑草が生い茂る、動物が住みつく、害虫が発生するなど、ご近所の方とのトラブルにつながります。



## お金がかかります

建物の劣化が進行すると、改修や修繕、雑草や病害虫の除去などの費用が大きくなります。

## 思わぬ損害への責任も

空き家を放置し、他人に被害を与えた場合は、所有者(管理者)の責任となり、損害賠償を問われることもあります。

例)倒壊や火災で、隣家の全壊死亡事故が起こった場合

損害賠償額:約2億円 ※夫婦、子どもの計3人が死亡

【出典】公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算結果」

## 空き家の管理は所有者の責任です！！

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者(管理者)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家の適切な管理に努めなければならないと定められています。

空き家に関する相談は

雲南市役所建設部空き家対策室 ☎0854-40-1066

# 空き家を管理しましょう

## ◎しっかり管理しましょう

空き家は定期的な点検と補修が必要です。表紙に掲載しているような状態にならないように、日頃から定期的に状態を点検するようにしましょう。

### <管理のポイント>

- ・室内の通風、換気、通水の実施
- ・室内の掃除、雨漏りなどの異常がないか確認
- ・郵便受けの整理
- ・建物外部にひび割れや破損がないか確認
- ・敷地内の掃除、伸びすぎた植栽の伐採
- ・窓、玄関などの戸締りの確認



## ◎建物の状態が悪い場合は、解体も検討しましょう

状態の悪い空き家は、倒壊等により隣人や通行人にケガをさせてしまう危険性もあり、損害賠償に発展することもあります。

空き家の解体には一時的に大きな費用が必要となります。今後の管理経費や、トラブルがあった場合には、より多くの費用が発生する可能性もあります。将来のことを考えて解体を検討してみませんか。

また、解体後の敷地を売却や貸し出すことで、解体費用の一部に充てることができます。



## ◎解体工事費用の一部を補助します。

幹線道路や通学路等に面した建築物で、雲南市による調査で不良住宅と判定された空き家(危険空き家)の、解体工事費用の一部を助成します。

補助の対象となる建物や条件、補助の申請方法など、詳しくは「雲南市危険空き家除却事業補助金のご案内」又は、雲南市ホームページをご覧ください。



雲南市ホームページ  
QRコード

# 空き家を活用しましょう

建物は使わないで放置していると老朽化が進んでしまいます。建物として価値がある間に早めに活用することがお勧めです。空き家の活用には、賃貸や売却などいろいろな方法があります。

|         |   |
|---------|---|
| 賃貸する    | 「立地」と「物件の状態」に影響を受ける傾向があります。不動産業者等に相談してみるのも有効です。   |
| 売却する    | 不動産業者等に依頼するのが一般的です。賃貸同様に「立地」と「物件の状態」に影響を受ける傾向にあります。   |
| 空き家バンク  | 賃貸・売却を希望する空き家情報を、空き家を使いたい人に紹介する仕組みです。空き家バンクに登録することで片付けや改修の補助も利用できます。詳しくは HP をご覧ください。<br><br>※空き家バンク登録後も、売却や賃貸の相手が見つかるまでは、所有者が建物を管理しなければなりません。<br>良好な建物の保つためには、定期的な点検と補修が必要です。 |
| 解体し活用する | 空き家を解体して土地を活かす方法もあります。跡地を駐車場にしたり、貸地としたり、土地活用の可能性は場所によって様々です。不動産業者に相談してみるのも有効です。   |



雲南市空き家バンク  
QRコード

売却等をご希望の場合には、次ページの「空き家情報マッチング制度」をご検討ください。▶▶▶▶▶

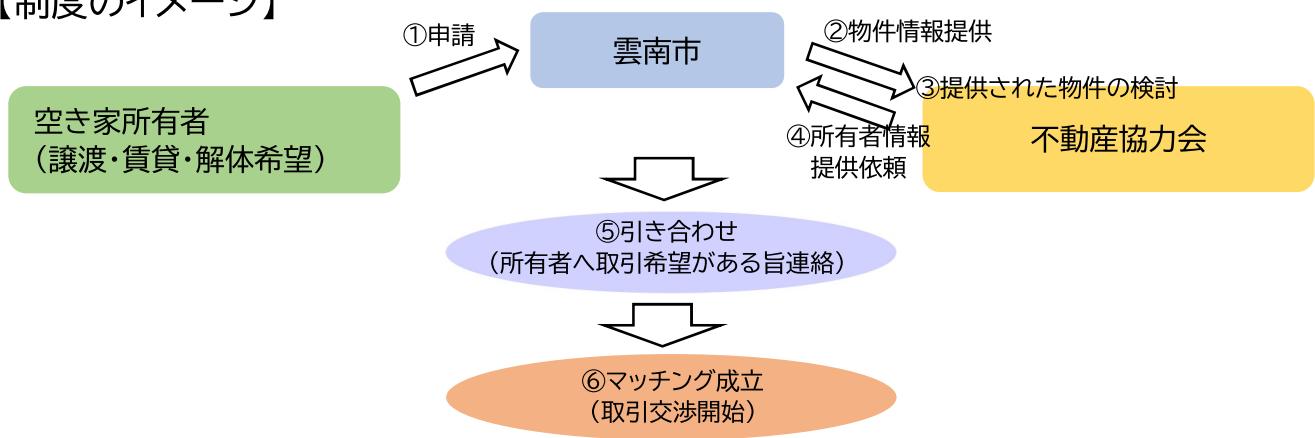
# 空き家情報マッチング制度

「空き家を売却したい、譲渡したいが依頼先が分らない」というご意見をいただき、令和4年度から「空き家情報マッチング制度」を創設しました。

この制度は、所有の空き家情報を、雲南不動産協力会\*に提供することで、空き家の流通機会を増やすことを目的としたもので、ご利用には申請が必要となります。

\*雲南不動産協力会とは、市内の空き家の活用を推進するために市内の宅建業者により設立された団体で、雲南市と「雲南市地域連携型空き家活用推進に関する協定書」を締結し、市の空き家バンク事業にも携わりいただいております。

## 【制度のイメージ】



## 【申し込みから取引開始までの流れ】

① 所有者から、雲南市へ**空き家情報マッチング制度利用申込書**を提出。

② 雲南市から、雲南不動産協力会へ空き家の**物件情報のみ**を紹介します。

③ 雲南不動産協力会において、物件情報の市場ニーズや流通手段を検討されます。

④ (取引希望の空き家がある場合)雲南不動産協力会(加盟する宅建業者)から、雲南市へ所有者情報の提供依頼が出されます(ここで初めて所有者情報を提供します)。

⑤ 雲南市から所有者へ、宅建業者から連絡がある旨をお知らせします。

⑥ 宅建業者から所有者へ連絡が入り、取引が開始されます。

※この制度により、全ての物件が取引されるものではありません。

※この制度は、個人による取引を制限するものではありませんが、利用申込後に所有者により物件を処分された場合には、空き家対策室までご連絡ください。

※物件の状態や立地条件などにより、取引開始までに時間を要することもあります。

※取引開始以降は、所有者と宅建業者との交渉となり、雲南市は一切関与致しません。

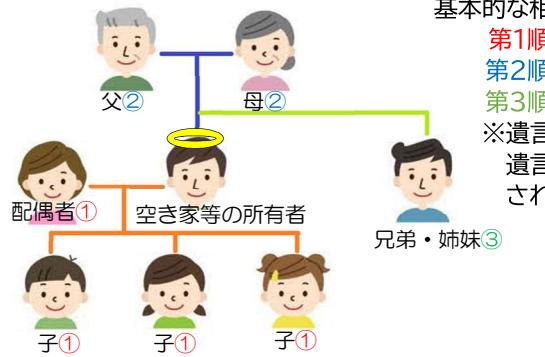
※空き家が譲渡等されるまでは、所有者の責任で管理してください。

# その空き家、子どもたちに引き継ぎますか？

国土交通省の調査によると、空き家を取得した理由は「相続」によるものが半数以上という結果になっています(出典:令和元年空家実態調査)。

亡き親名義の空き家でも(相続登記していないなくても)管理責任は相続人にあります。自分の代では管理できても、その次の代の子や孫に責任を負わせないためにも今のうちから、空き家の処分を考えておきましょう。

先延ばしにしても、問題が大きくなるばかりです。



基本的な相続順(法定相続)  
第1順位 :配偶者と子  
第2順位 :直系尊属  
第3順位 :兄弟・姉妹  
※遺言書がある場合は、  
遺言書の内容が優先  
されます。

**相続の順位** 相続した実家の建物が空き家になってしまうケースが多くあります。相続人の範囲については、まず配偶者がいる場合は必ず相続人になります。そして相続順位の高い順の方が併せて相続人になります。

上の図のように第1順位が配偶者と子、子がない場合には、次の順位の人が相続となります。

しかし、**遺産分割協議等の手続きをしないまま相続が繰り返されると、相続人が数十人に及び、売却や賃貸が簡単にできなくなる場合があります。**

**残された家族が相続で悩んだり争い事にならないよう、  
相続の問題に対して生前の対策をとっておきましょう！**

**相続に関しては、権利問題、税、登記など様々な問題があります。  
それぞれの悩みに応じた専門家に相談し、解決を目指しましょう。**



## 空き家に関する相談窓口

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 法律問題に関すること                       | 島根県弁護士会(☎0852-21-3450)                                    |
| 土地・建物の相続登記や成年後見などに関すること          | 司法書士総合相談センター(☎0852-60-9211)<br>受付時間:毎週月・火・木曜日 12:00~15:00 |
| 建物の表題・変更・滅失登記、<br>境界の調査・確認に関すること | 島根県土地家屋調査士会(☎0852-23-3520)                                |
| 所得税、相続税など税に関すること                 | 最寄りの税務署へご相談ください。  |
| 建物の改修、解体、耐震対策に関すること              | 島根県建築住宅センター(☎0852-26-4577)                                |
| 相続手続き、遺言書作成などに関すること              | 島根県行政書士会(☎0852-21-0670)                                   |
| 登記名義人の確認などに関すること                 | 松江地方法務局出雲支局(☎0852-21-0721)                                |
| 空き家バンク、移住定住に関すること                | 雲南市政策企画部<br>うんなん暮らし推進課(☎0854-40-1014)                     |
| 農地に関すること                         | 雲南市農業委員会(☎0854-40-1092)                                   |
| 山林に関すること                         | 雲南市農林振興部<br>林業畜産課(☎0854-40-1050)                          |
| 空き家全般に関すること                      | 雲南市建設部都市計画課<br>空き家対策室(☎0854-40-1066)                      |

令和4年8月号掲載

## 空き家になる前に早めの準備を！

国土交通省の調査によると、空き家が発生した理由は「相続」によるものが半数以上という結果になっています。

住む人がいなくなった時にスムーズに引き継いでいくためには、住んでいる時から権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、相続などの対策を早めに行っておくことも大切です。

亡き親名義の空き家でも管理責任は相続人にあります。自分の代では管理できても、その次の代の子や孫に責任を負わせないためにも今のうちから、空き家の処分を考えておきましょう。

### 資産として活用するとき

### 空き家バンク

市では、空き家バンクを運営しており、市内で住まいを探している方に空き家を紹介しています。空き家を売りたい方や貸したい方はぜひ利用してください。

また、空き家バンクに登録された物件を対象に「空き家片づけ事業補助金」があります。利用希望の方はうんなん暮らし推進課まで問い合わせください。

### 倒壊の恐れがあり、幹線道路などに影響があるとき

### 危険空き家除却事業補助金

幹線道路や通学路などに面した建築物で、不良住宅と判定された空き家（危険空き家）の解体工事費用の一部を助成します。

#### 【補助対象者】

- ①空き家の所有者または相続人
- ②土地の所有者で①から同意を得られている方

#### 【補助対象建築物】

次のすべてを満たす建築物

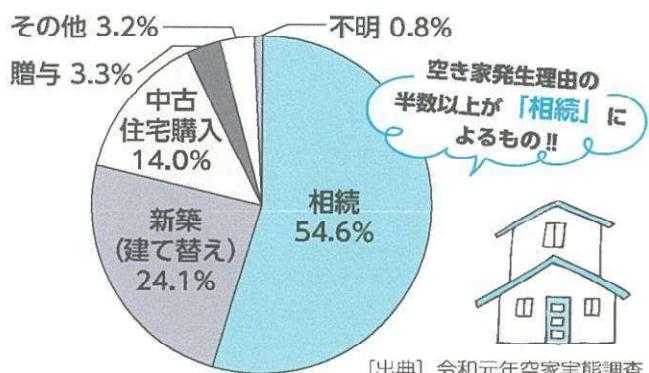
- ・個人所有で、おおむね1年以上利用されていないもの
- ・主に、居住の用に供される建築物
- ・市が行う事前調査で「不良住宅」と判定した住宅で、主たる構造が木造であるもの
- ・建物の倒壊により幹線道路や通学路などに影響を及ぼす恐れのあるもの
- ・軒の高さが、建築物と道路の境界線までの距離を超えてるもの

#### 【補助対象事業】

次のすべてを満たすもの

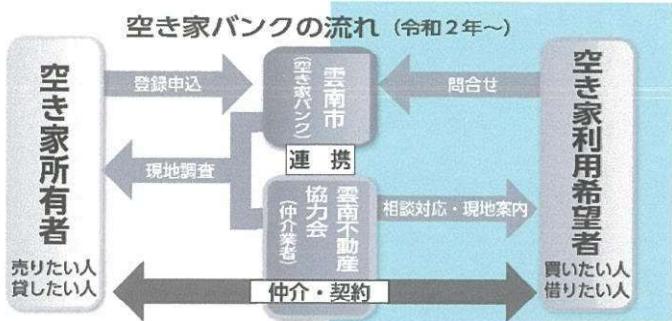
- ・補助対象建築物および付帯する工作物を全て

#### 〈空き家の発生理由〉



[出典] 令和元年空家実態調査

【問】うんなん暮らし推進課 ☎0854-40-1014



- 除却する工事
- ・市内に事務所、事業所を有する法人または個人事業者が請け負う工事
- 【補助率等】
- 補助対象経費：除却工事費の10分の8
  - 補助率：補助対象経費の2分の1  
(ただし上限 50万円)

#### 【申請受け付け】

12月27日㈫まで

#### 【その他】

- ・解体前のものに限ります。
- ・補助申請の前に、事前調査の申請が必要です。
- ・令和5年1月末日までに実績報告書を提出できるものに限ります。
- ・予算が無くなり次第終了します。

※申請方法など詳細は、空き家対策室まで問い合わせてくださいか、市ホームページに掲載しています。



〈二次元コード〉

【問】空き家対策室 ☎0854-40-1066

## 令和4年5月号掲載

住宅の移転に対して助成を行います。

建築住宅課 ☎0854-40-1065

| 助成内容 | ①除却費（上限97万5千円）②住宅の建設・購入等（上限465万円）③土地購入費（上限206万円）④敷地造成費（上限60万8千円）  |
|------|---|
| 条件など | ・上記②～④については、金融機関から融資を受けた場合の利息返済額が対象<br>・レッドゾーン内または勾配が30度以上で高さが2mを超えるがれに近接している住宅であること<br>・令和5年度事業について、11月末までに事前相談を受け付けます |

## 空き家の除却をお考えの方へ

危険な空き家の除却に対して助成を行います。

空き家対策室 ☎0854-40-1066

| 助成内容 | 幹線道路や道学路などに面した建築物で、不良住宅と判定された空き家（危険空き家）の、解体工事費用の一部を助成<br>【補助率等】対象工事費の8/10×1/2（上限50万円）  |
|------|--|
| 条件など | ・事前申請をすること（事前申請後に市が行う調査で「不良住宅」と判定した住宅が補助対象となります）<br>・主たる構造が木造であるもの<br>・建物の倒壊により幹線道路や通学路などに影響を及ぼす恐れのあるもの（軒の高さが、建築物と道路の境界線までの距離を越えているもの）<br>・市内に本社または営業所を有する法人または個人事業者の施工によること<br>など |

**木次線に乗ってみよう♪** シリーズ (3)

木次線利用促進協議会では、木次線を利用した移動、団体が行う利用促進イベントについて、必要な経費の一部を助成します。ぜひ活用ください。

維持事業① 「木次線でGO！」二次交通を含めた木次線乗車を伴う移動にかかる経費の半額助成を行います！

3人以上がJR木次線乗車を含む旅行などの移動をした場合のJR運賃および貸切りバス・タクシー・レンタカー・レンタサイクルなどにかかる経費に対して1/2（上限10万円）を助成します。  
※補助対象外となる運賃や料金もありますので、詳しくは問い合わせください。

維持事業② 遠足などの利用助成額を拡充！（幼稚園・小・中・高校対象）

遠足や学校行事などでJR木次線を利用した市内の幼稚園・小・中・高等学校の児童生徒および教員に対し、JR運賃（木次線の区間のみ、奥出雲おろち号の指定席料金を除く）を全額助成します。（上限額引き上げ）

維持事業③ JR木次線利用促進イベントを支援！（市民対象）

団体が行うJR木次線の利用促進を図るためにイベントや地域イベントと連携することで利用者増加が見込まれるものに対し、必要な経費の一部を助成します。助成額は1申請につき上限50,000円。

※対象となる団体や対象経費、申請期限など詳しくは問い合わせください。

【問】木次線利用促進協議会事務局（うんなん暮らし推進課内） ☎0854-40-1014

## 令和4年10月号掲載

住宅の移転に対して助成を行います。

建築住宅課 ☎0854-40-1065

| 助成内容 | ①除却費（上限97万5千円）②住宅の建設・購入等（上限465万円）③土地購入費（上限206万円）④敷地造成費（上限60万8千円）   |
|------|--|
| 条件など | ・上記②～④については、金融機関から融資を受けた場合の利息返済額が対象<br>・レッドゾーン内または勾配が30度以上で高さが2mを超えるがれに近接している住宅であること<br>・令和5年度事業について、11月末までに事前相談を受け付けます。 |

## 空き家の除却をお考えの方へ（12月末まで申請を受付けます。）

危険な空き家の除却に対して助成を行います。

空き家対策室 ☎0854-40-1066

| 助成内容 | 幹線道路や道学路などに面した建築物で、不良住宅と判定された空き家（危険空き家）の、解体工事費用の一部を助成<br>【補助率等】対象工事費の8/10×1/2（上限50万円）  |
|------|--|
| 条件など | ・事前申請をすること（事前申請後に市が行う調査で「不良住宅」と判定した住宅が補助対象となります）<br>・主たる構造が木造であるもの<br>・建物の倒壊により幹線道路や通学路などに影響を及ぼす恐れのあるもの（軒の高さが、建築物と道路の境界線までの距離を越えているもの）<br>・市内に本社または営業所を有する法人または個人事業者の施工によること<br>など |

**毎月19日は 食育の日**

うんなんの“食育あいうえお”

「いたたきます」、「ごちそうさま」のあいさつをしよう

健康づくり政策課 ☎0854-40-1040

できる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

以下の屋外広告物を設置する場合があります。

・店舗・事業所の建物や敷地内に、その建物や取り扱うサービス内容を記載する屋外広告物を設置する場合があります。

地域内に、その建物や取り扱うサービス内容を記載する屋外広告物を設置する場合があります。

例：第一種屋外広告物の設置の場合は、設置できません。

例：古墳・墓地・火葬場および葬儀場など。

また、既に設置されている場合は、次の要点を参考に安

全化に努めていただきたいです。

場合も、次の要点を参考に安

全化に努めていただきたいです。

また、既に設置されている場合は、次の要点を参考に安

全化に努めていただきたいです。

詳しくは問い合わせください。

問い合わせ先

島根県ホームページ

</div

# 空き家情報マッチング制度のご案内

雲南市では、使用されていない空き家を不動産として流通させることで、管理不全な空き家を減少させ、また、移住定住を希望する方の住まいや地域の活性化のために空き家の利活用を進めています。

昨年度実施しました、空き家所有者への意向調査では、「譲渡先が見付からない」、「依頼先が分らない」、「解体費用の負担が困難」といった意見がありました。

情報不足により流通できなかった空き家を、譲渡や賃貸など所有者の意向と、不動産事業者が所有する情報(市場ニーズなど)をマッチングすることで、流通を促進します。

また、空き家を解体して土地を活かす方法もあります。跡地を売却や、貸地にすることで、解体費用を補うこともできます。

## 事業の流れ

この事業は、雲南市と雲南不動産協力会との連携により進めます。

雲南不動産協力会とは、市内の空き家の活用を推進するために市内の宅建業者により設立された団体で、雲南市と「雲南市地域連携型空き家活用推進に関する協定書」を締結し、市の空き家バンク事業にも携わりいただいております。

- ① 所有者から雲南市へ、**空き家情報マッチング制度利用申込書**により制度利用の申込みをさせていただきます。
- ② 雲南市から雲南不動産協力会へ空き家の**物件情報のみ**を紹介します。
- ③ 雲南不動産協力会において、物件情報の市場ニーズや流通手段を検討されます。
- ④ 取引する際は、加盟する宅建業者から雲南市へ所有者情報の提供依頼が出されます。
- ⑤ 雲南市から所有者へ、宅建業者から連絡がある旨をお知らせします。
- ⑥ 宅建業者から所有者へ連絡が入り、取引が開始されます。

※この制度により、全ての物件が取引されるものではありません。

※この制度は、個人による取引を制限するものではありませんが、利用申込後に所有者により物件を処分された場合には、下記までご連絡ください。

※物件の状態や立地条件などにより、取引開始までに時間を要することもあります。

※取引開始以降は、所有者と宅建業者との交渉となり、雲南市は一切関与致しません。

※空き家が譲渡等されるまでは、所有者の責任で管理してください。

空き家情報マッチング制度に関するお問い合わせは

**雲南市役所 建設部 空き家対策室**

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1 ホームページ <http://www.city.unnan.shimane.jp/>  
TEL 0854-40-1066 FAX 0854-40-1069 E-mail [toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp](mailto:toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp)

# 雲南市危険空き家除却事業補助金のご案内

老朽化により倒壊のおそれのある空き家の除却を促進することにより、災害発生時における人的被害の発生を防止し、避難路、輸送路等の確保により、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、危険空き家の解体費用の一部を補助する制度です。

## 補助対象建築物（次の各号のすべてを満たしているもの）

- ①個人が所有する建築物で、おおむね1年以上使用されていないもの
- ②主に居住の用に供される建築物（併用住宅の場合は居宅部分が1/2以上のもの）
- ③住宅の不良度判定により不良住宅と判定された空き家で主たる構造が木造であるもの
- ④建物の倒壊により幹線道路や通学路等に影響を及ぼすおそれがあるもの
  - (1)幹線道路（国道、県道又は市が管理する道路で等級が1級又は2級の路線）、緊急輸送道路及び学校が指定する通学路等
  - (2)その他市が管理する道路で(1)に準ずると市長が認めた道路
- ⑤建築物の軒の高さが、建築物と道路の境界線までの距離を超えているもの

## 補助対象者（次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①所有者（ただし、共有名義については、共有者全員の合意により選出された者）
- ②所有者の相続人
- ③補助対象建築物の存する土地の所有者（①又②から、補助対象建築物の除却について同意を得た者に限る）

上記①～③に該当する場合でも下記事項に該当する場合は補助の対象となりません

- (1)市税等を滞納している者
- (2)暴力団員等
- (3)補助対象建築物所有者と土地所有者が異なる場合において、土地の所有権を有する者から除却の同意を得られない者
- (4)補助対象建築物に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合で、権利者から除却の同意を得られない者

## 補助対象事業（次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①補助対象建築物及び付帯する工作物を全て除却する工事
- ②建設業法の許可を受けた者で、市内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者が請け負う工事

## 補助対象経費及び補助金額

### ①補助対象経費

建築物の除却工事費の額（当該額が標準除却費を超える場合にあっては標準除却費）に10分の8を乗じて得た額

### ②補助金額

補助対象経費の1/2以内（ただし、50万円を限度とする。）

## 申請受付

○令和4年度の申込期限は令和4年12月28日になります。

○補助金の申し込みは、市役所本庁舎空き家対策室及び各総合センターで受けます。

※なお、募集は先着順で交付決定額の総額が予算額に達した時点で終了します。

裏面にも記載事項がありますので、ご確認ください。

## 事業期間

事業期間は令和3年度から令和 5 年度までの3年間

## 補助申請の流れ

### ①事前調査

#### 申し込み

- 事前調査申請書に対象建築物の位置図を添えて提出してください。
- 市職員が補助対象となるか現地調査を行い、事前調査の結果をお知らせします。

### ②交付申請

- 補助対象となった場合、補助金等交付申請書に次の関係書類を添えて提出してください。  
(1)見積書の写し、(2)建物の平面図及び床面積求積図、  
(3)土地及び建物の登記事項(全部事項)証明書、(4)誓約書、(5)滞納調査同意書
- 書類等の審査を行い、補助の対象となる場合は補助金等交付決定通知書を送付します。

### ③工事着手

- 交付決定を受けた後に、解体工事に着手してください。  
※交付決定前に着手されたときは、補助の対象になりません。  
※交付決定した年度内に完了しないときは、補助の対象なりません。  
※補助対象建築物の全てを除却しないときは、交付決定が取り消されます。

### ④実績報告書の提出

- 解体工事が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に次の関係書類を添えて提出してください。  
(1)工事請負契約書の写し、(2)除却工事の写真(除却前、除却中、除却後)  
(3)除却工事に要した費用の領収書の写し

### ⑤補助金額の確定

- 書類等の審査、実地調査により補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書を送付します。

### ⑥請求書の提出

- 補助金等交付確定通知書に記載の請求期限までに、補助金請求書を提出してください。

### ⑦補助金の支払い

- 補助金請求書の提出後、30日以内に指定口座へ補助金をお支払いします。

## 注意事項

- ・空き家を除却した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に締結してください。
- ・空き家をすでに解体している場合は、補助金を受けることはできません。
- ・空き家除却後は、跡地を適切に管理する必要があります。

## 危険空き家除却事業補助金に関するお問い合わせは

### 雲南市役所 建設部 空き家対策室

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1 ホームページ <http://www.city.unnan.shimane.jp/>  
TEL 0854-40-1066 FAX 0854-40-1069